

# 令和2年度第2回川越市障害者施策審議会【書面会議資料】

## 【川越市障害者支援計画（第3章及び第4章）について】

### 第3章 重点施策

#### 1 重点施策の位置づけ..... 2

##### 【事務局説明】

第2章の基本的理念及び基本的視点について、現行計画を踏襲しているため、『自立と共生のまち』をめざす4つの重点施策も踏襲しています。

#### 2 重点施策の内容 ..... 3

##### 【事務局からの説明】

次の変更を行います。他の重点施策に変更はありません。

##### ①重点施策2 「総合相談支援センター等、地域の相談支援体制の強化」

※施設名称に変更が生じたため。

##### ②重点施策3 「地域生活支援拠点等の推進」

※施策名称に変更が生じたため。

##### ~~「グループホームの整備促進」~~

##### 「重度障害者に対応する事業所への支援の促進」

※近年のグループホーム施設の増加を考慮し、重点施策から除くこととします。

(定員数146 (H29.3.1時点) ⇒ 213 (R2.3.1時点))

### 第4章 施策の展開

##### 【事務局からの説明】

##### ①施策数の見直しについて

180施策から174施策へ変更しております。

主な新規施策

- ・No.12 手話を使用しやすい環境の整備及び手話による情報の発信
- ・No.31 ひきこもり対策事業の推進
- ・No.106 デマンド型交通の推進
- ・No.138 空家等の活用の促進
- ・No.174 障害福祉サービス等の質の確保

その他、類似施策の統合や廃止等を行っております。

【事務局からの説明】

②施策に掲げる「指標」の見直しについて

現行計画では全ての施策に指標（目標値）を掲げています。

しかしながら、施策の中には行政の責務として行う事業や数値目標を達成しても将来にわたり継続していく必要がある事業があります。

また、施策の評価を行う際（計画事業の進捗状況調査等）においては、指標が「継続・実施」等の場合では、事業の継続や実施をもって“目標達成”となるため、高い評価につながることとなります。

こうしたことを踏まえまして、次期障害者支援計画では、指標の整理を行い、「成果を測る指標」として数値目標を掲げることが妥当な施策にのみ指標を設定しております。

なお、指標のない施策につきましては、毎年度の施策事業進捗状況調査の際に各施策事業の実績値等を把握したうえで、市民の皆様にわかりやすい評価を行い、課題等を整理して効果的な施策・事業の実施に繋げてまいります。

基本目標 1 地域共生社会の実現 .....	7
基本目標 2 保健・医療サービスの充実 .....	10
基本目標 3 早期療育及び学習機会の充実 .....	12
基本目標 4 雇用・就労の促進 .....	14
基本目標 5 社会参加の拡充 .....	16
基本目標 6 住みよい福祉のまちづくり .....	18
基本目標 7 福祉サービスの充実 .....	20

## 第3章 重点施策

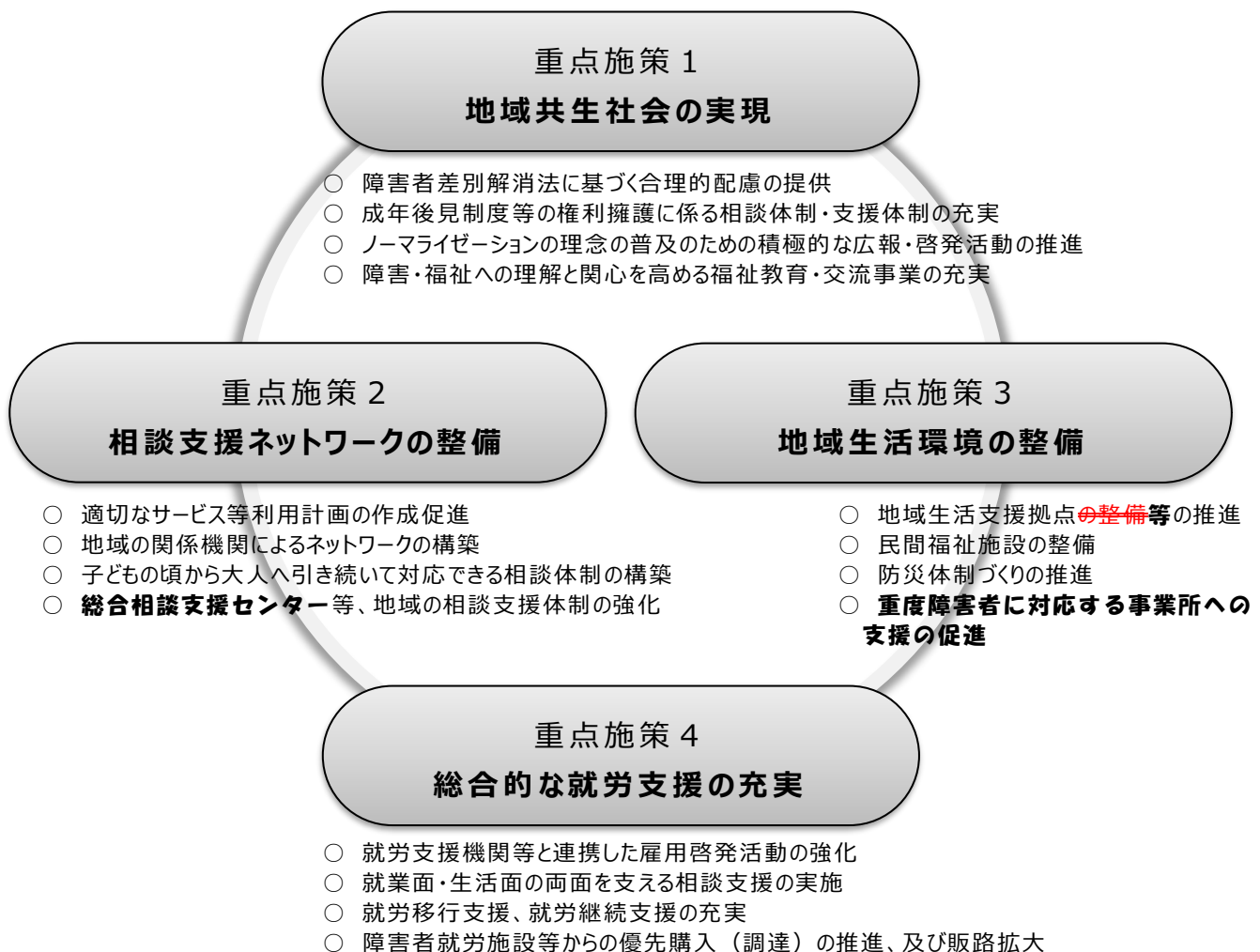
現在の計画から修正・加筆した箇所は**太字**で示しています。

### 1 重点施策の位置づけ

基本理念に掲げる「自立と共生のまち」をめざし、すべての人が生き生きと安心して暮らせる川越らしいまちづくりを推進していくために、計画期間内（**令和3年度～令和5年度**）における重点施策として、次の4項目を位置づけます。

この4つの項目は、これからより一層地域で自立した生活を送るため、重点的に取り組むことが必要なものを選び決めました。また、支援は必要とするすべての人が対象であり、障害の種類にかかわらず、また、軽度から重度の人まで、一人ひとりの多様性に配慮し、重点施策を推進します。

#### 《「自立と共生のまち」をめざすための4つの重点施策》



## 2 重点施策の内容

### 重点施策 1 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野を超えて、地域において、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

障害の有無にかかわらず、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会を目指すための基盤として、障害のある人に対する差別の解消や権利擁護の支援等を推進する必要があります。

~~「共生社会」は、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合え、差別のない全員参加型の社会をいいます。~~

~~そのため~~本市は、平成28年に施行された障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。あわせて、成年後見制度の利用の支援や、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害のある人の権利擁護のための取り組みを進めます。

#### 《対応する主な施策》

- 
- **行政サービスの提供における障害のある人への配慮**（施策番号 1）
    - 障害者差別解消法に基づき、必要かつ合理的な配慮を行います。
  - **広報・啓発活動の推進**（施策番号 2）
    - **市民一人ひとり及び事業者へノーマライゼーションの理念の普及を図るため、障害に関する正しい知識の普及に努め、理解の促進を図ります。**
  - **福祉サービス利用援助事業及び法人後見事業の推進**（施策番号 5）
    - 福祉サービス利用援助事業等の各事業と関係機関との連携を図り、権利擁護の推進に努めます。
  - **成年後見等制度利用支援事業の充実**（施策番号 6）
    - 成年後見等制度利用支援事業の充実を図ります。
  - **虐待の防止及び早期発見・早期対応の推進**（施策番号 8）
    - 関係機関との連携のもと、虐待の防止及び早期発見・早期対応に努めます。
  - **手話を使用しやすい環境の整備及び手話による情報の発信**（施策番号 12）
    - 行政情報について、手話での発信に努め、手話を使用しやすい環境の整備を推進します。
  - **総合的な福祉教育の推進**（施策番号 ~~12~~13）
    - 教育機関等と協力し、「福祉の心」を育むことを目的とした活動等を充実します。
-

## 重点施策 2 相談支援ネットワークの整備

障害のある人やその家族は、日常生活や今後のことについて、多くの不安を抱え生活しています。その不安を軽減し、~~身近な~~地域で安心して充実した生活を送ることができるよう、~~喜らしていけるよう~~、あらゆる相談に応じ、生活・就労の両面から総合的な支援を行います。~~一人ひとりのニーズに対応し、年齢期に応じた多様なサービスにつなげていく相談支援体制を充実させ、~~

また、様々な機関等による相談支援ネットワークの構築を推進します。

《対応する主な施策》

- 
- **障害者総合相談支援センターの充実**（施策番号 166）  
→ 障害者総合相談支援センターにおいて、生活相談、就労相談、基幹相談を一体的に実施します。
  - **計画相談・地域相談支援の充実**（施策番号 ~~165~~160）  
→ サービス等利用計画の作成、地域への移行及び定着を支援する地域相談支援の充実を図ります。
  - ~~福祉分野の総合相談窓口の設置~~（~~施策番号 19、166~~）  
→ ~~福祉問題について気軽に相談でき、適切に対応できる相談体制の整備を進めます。~~
  - **相談支援事業の充実**（施策番号 16、20、~~167~~161）  
→ 基幹相談支援センター等における相談支援の充実、地域の相談支援体制の強化等を推進します。
  - **自立支援協議会の充実**（施策番号 ~~168~~162）  
→ 地域の障害福祉に関するシステムづくり等に関し、地域の関係機関によるネットワークの構築を図ります。
  - **発達障害児(者)の地域支援体制の整備**（施策番号 ~~53~~51、~~170~~164）  
→ 発達障害者への切れ目のない支援を行うため、支援体制の整備を推進します。
-

### 重点施策3 地域生活環境の整備

障害のある人の地域での自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を促進します。~~特に、日常生活の相談援助を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進することにより、地域で安心して生活が送れるよう支援します。~~

バリアフリー対応にするなど、重度の障害者が利用できる障害福祉サービスの促進や、障害者支援施設等の民間福祉施設の充実を図るとともに、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で居住するための支援の拠点として、地域生活支援拠点等~~の整備を推進します~~の取り組みを推進します。

《対応する主な施策》

- 
- **地域生活支援拠点~~の整備~~等の推進**（施策番号 ~~117~~111、~~164~~159）
    - 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のため、地域生活支援拠点等の検証及び検討により取り組みを推進します。
  - **計画相談・地域相談支援の充実**（施策番号 ~~165~~160）
    - サービス等利用計画の作成、地域への移行及び定着を支援する地域相談支援の充実を図ります。
  - ~~グループホームの充実~~（施策番号 ~~116~~、~~162~~）
    - ~~グループホームの整備・充実に向けての説明会や市営住宅の転用の検討等、総合的な支援をします。~~
  - **民間福祉施設の整備**（施策番号 ~~160~~155）
    - 社会福祉法人等が設置する施設の大規模修繕等整備費用を一部補助し、各種障害者施設等の整備を促進します。
  - **施設における防災体制づくりの推進**（施策番号 ~~133~~128）
    - 障害者施設における避難計画策定への助言等、体制づくりを推進します。~~災害時には福祉部要配慮者支援班での対応を図ります。~~
  - ~~重度重複障害者支援の促進~~（施策番号 ~~153~~）
    - ~~重度重複障害者への支援のため、レスパイトケアの実施施設や日中活動を提供可能な生活介護施設の拡充等、総合的な支援の実施方法について検討を行います。~~
- 重度障害者に対応する事業所への支援の促進**（施策番号 149）
- 地域で暮らす重度障害者または重度重複障害者に対し適切な支援を提供するため、レスパイトケアを実施することが可能な施設の拡充、日中活動を支援する障害福祉サービス事業所の拡充、医療的ケアの専門的知識を有するコーディネーターの養成等、総合的な支援の実施方法について検討を行います。
- ~~障害者医療に関する情報収集・情報提供~~（施策番号 ~~3331~~、~~3937~~、~~4543~~）
    - ~~障害者医療に関する事例等の情報収集に努め、医療機関等への情報提供を図ります。~~
-

## 重点施策 4 総合的な就労支援の充実

一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には**適性に応じて働けるように、多様な就労機会の拡充を図り、安定した職場定着に向けた就労支援の充実に努め、障害のある人の雇用を促進します。**

また、就労継続支援事業所等での工賃の水準の**が向上やするよう**、就業面だけでなく生活面に**おける係る相談にも対応できるようにするなど、支援が行われるよう、様々な関係機関と連携を図ります。**~~、就労支援を推進します。より安定した就労生活を送れるよう支援します。~~

《対応する主な施策》

---

### ● 就労支援事業の充実（施策番号 74）

→ 障害のある人とその家族などからの相談を受け、相談内容に応じた支援を行うことで、安定した職場定着に向けた就労支援の充実に努め、障害のある人の雇用を促進します。

### ● 公共職業安定所等との連携の推進（施策番号 ~~73~~70）

→ 職場の拡大や雇用の継続を図るため、公共職業安定所等との連携を推進します。

### ~~● 雇用啓発活動の強化（施策番号 75）~~

~~⇒ 川越地域雇用対策協議会等において、雇用啓発の働きかけを行います。~~

### ~~● 雇用の場の創出（施策番号 76）~~

~~⇒ 障害者雇用を検討している企業等に対して、専門的な提案や助言等を行い、理解促進を図ります。~~

### ~~● 川越市障害者就労支援センターの充実（施策番号 78）~~

~~⇒ 障害のある人とその家族等からの相談を受け、相談内容に応じた支援を行います。また、センターの機能をより充実させるため、体制を整えます。~~

### ~~● 障害者就業・生活支援センターの活用（施策番号 79）~~

~~⇒ 就業面・生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターの活用を促進します。~~

### ~~● 職場定着の促進（施策番号 80）~~

~~⇒ 就労者や就労先を訪問するなど、相談・助言を行い、職場定着を促進します。~~

### ● 多様な就労機会の拡充 ~~の場の確保~~（施策番号 ~~82~~77）

→ 一般就労が困難な障害のある人が適性に応じて働けるように、就労継続支援事業所など多様な就労機会の拡充に努めます。

### ● 障害者就労施設等からの物品調達等の充実（施策番号 ~~84~~79）

→ 障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達に関する方針を策定し、調達の拡大を図ります。

---



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの垣根を超えて、地域の様々な人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

その中で障害の有無にかかわらず、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会を目指すための基盤として、障害のある人に対する差別の解消や権利擁護の支援等を推進する必要があります。

こうした「差別解消」や「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障害のある人への成年後見制度事業を促進します。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」~~に基づき平成24年10月1日に施行されたことに伴って~~、障害のある人に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う必要があります。関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害のある人への虐待を防止するための体制を構築します。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月から施行され、国や地方自治体等には合理的配慮が義務化されました。これにより、市では、事業者などに周知すると共に、障害のある人の権利利益侵害の禁止や社会的障壁の除去の実施に関する合理的配慮を推進します。

#### 【主要課題】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 差別の解消</li><li>2 権利擁護の推進・虐待の防止</li><li>3 主体的活動・意思決定への支援</li><li>4 相互理解と交流の促進</li></ol> |
|---|



※主要課題の文章のみ。各施策は別資料としています。

### 主要課題1 差別の解消

差別や疎外感については、依然として多くの方が「たまに感じる」、「いつも感じる」と回答しており、差別解消に向けた取り組みが必要です。

また、差別や疎外感を感じる時は、「日常生活（他人の視線、心ない言葉、障害に対する誤解）」や「人との交流の場」という回答が多く、日常の生活における障害の解消に**より一層**取り組む必要があります。

**具体的に障壁を取り除くために、障害者差別解消法で定められた「合理的配慮の提供」について、市民や事業者に対し継続して普及・啓発していく必要があります。**

### 主要課題2 権利擁護の推進・虐待の防止

「**障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）**」に基づき、**障害のある人に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害のある人への虐待を防止するための体制を充実します。**

成年後見制度については、**6割程度の方が認知しています。また、知的障害や精神障害、発達障害の人からは将来的な利用希望も多くなっており、成年後見制度の周知や利用促進に向けた取り組みが必要です。**

~~半数近くの方が認知しているものの、利用率は低い現状となっています。また、将来的な利用希望は多くの方が利用したいとしていることから、さらなる制度の周知と利用促進に向けた啓発が必要です。~~

~~また、今後、市で充実してほしいサービスでの「財産管理の援助（財産保全サービス、成年後見制度等）」という回答は、特に知的障害者でのニーズが高くなっていることから、成年後見制度の周知等の取り組みが必要です。~~

### 主要課題3 主体的活動・意思決定への支援

これからは、**障害のある人も支えられるだけでなく、時には支える側に回り、地域の協力体制をともにつくっていくことが大切です。**

**地域ぐるみの協力体制を整備するために、障害当事者やその家族が様々な活動に参画する機会を増やすとともに、ボランティア団体や市内の障害者団体の活動への支援をはじめ、各種団体間のネットワークづくりを支援し、地域における協力体制をより強固なものにしていきます。**

~~今後、市で充実してほしいサービスでの「障害者団体の自立活動に対する行政の支援」という回答は、特に知的障害者でのニーズが高くなっていることから、各種団体への支援を引き続き行っていくことが重要です。~~

### 主要課題4 相互理解と交流の促進

令和2年6月に成立した「**地域共生社会の実現のための社会福祉法**」の一部改正等により、**地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を整備するた**

め、断らない相談支援、参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を一体的に実施する事業が創設されました。

また、市では平成30年6月に「川越市手話言語条例」を制定し、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に努め、ろう者とろう者以外の方がともに暮らしやすい社会の実現を目指します。

~~障害福祉サービスについての情報源としては、「市・県の広報」という回答が最も多くなっており、今後も継続して障害福祉に関する情報や障害のある人への理解に関する情報を提供していく必要があります。~~

~~また、悩みや困ったことの相談先で、「市の担当窓口」や「市の障害者支援センター」という回答は低くなっています。障害のある人が暮らしやすいまちを目指し、相談機能の充実及び周知・啓発が求められます。~~

## 基本目標 2 保健・医療サービスの充実

~~身体発育や精神発達の遅れがある乳幼児を早期に発見し、早期診断や適切な治療・療育へ結びつけることが重要であることから、乳幼児健康診査を実施しています。~~

生涯にわたり健康で自立した生活が送れるよう、乳幼児から高齢者まで受けられる健康診査を実施し、疾病を予防するとともに、疾病や障害を早期に発見し、適切な治療・療育・リハビリテーションにつなげていくことが重要です。

このため、健康に関する情報を積極的に提供し、ライフステージに応じた健康診査や健康相談等を行うとともに、自主的な健康づくりを支える環境を充実し、生活習慣病や疾病の重症化を予防する対策を強化していきます。

また、妊娠中からの支援体制を強化し、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を進めていく必要があります。

精神障害や発達障害、高次脳機能障害、難病、さらに依存症への対応など、障害のある人の医療的ニーズは多岐にわたります。健康への不安や、心身の健康づくりに応えるため、健康や医療の情報を積極的に提供するとともに、各種保健事業の実施や適切な医療受診を促します。

~~脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障害の原因となりやすく、疾病の早期発見・早期治療による障害の軽減及び自立の促進、疾病予防としての日頃の健康づくりは、とても重要なことです。~~

今後も引き続き健康診査等の受診者数の増加に向けた取り組みを行っていくとともに、障害の原因となりやすい生活習慣病を~~の~~予防や~~健康づくりを推進~~し、早期に適切な保健医療サービスが受けられるような体制の整備を図り、障害のある人が安心して生活していけるように努めます。

### 【主要課題】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 保健サービスの充実</li><li>2 障害者医療等の充実</li></ol> |
|---|

※主要課題の文章のみ。各施策は別資料としています。

### 主要課題1 保健サービスの充実

健康診査や各種の相談事業を実施するとともに、障害のある人の健康への不安や、心身の健康づくりに応えるため、多職種の連携による訪問型の支援も必要とされています。特に、医療的ケアの必要な障害児（者）や難病、高次脳機能障害、精神障害のある人への支援に関しては、それぞれの特性に応じた支援や家族を含めた支援が必要な場合も多く、行政機関や医療機関、当事者団体などが連携していくことが求められています。

~~健康診断について、知的障害者は学校等での受診が多くなっているものの、身体障害者や精神障害者は「受けていない」という回答が最も多くなっています。健康診断は疾病の早期発見に重要であるため、受けやすい環境整備を行うことが求められます。~~

~~今後、市で充実してほしいサービスでの「保健医療サービスの充実（検診、専門的な機能回復訓練、訪問指導、医師会との連携）」という回答は、特に身体障害者でのニーズが比較的高くっており、各種保健サービスの充実が求められています。~~

### 主要課題2 障害者医療等の充実

健康管理や医療について困っていることでは、「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」、「気軽に往診を頼める医師がいない」、「近所に診てくれる医師がいない」という回答が上位を占めており、医療体制を充実していくことが重要です。

また、市で充実してほしいサービスでは「経済的な援助の充実（医療費の補助、手当・年金の拡充等）」という回答が高いことから、経済的支援も含めた医療対策が求められています。

~~また、精神障害者については、「医療費」の負担が大きいという回答も高いことから、経済的支援も含めた医療対策が求められています。~~

### 基本目標3 早期療育及び学習機会の充実

成長発達期にある乳幼児は、障害があっても、早期に発見し、適切な治療や指導訓練を受けることで、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。このため、乳幼児期における健康診査や早期療育の充実を図るとともに、障害のある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期からの相談体制の充実に努めます。

また、障害児の受け入れ体制の充実・強化も課題となっています。各関係機関において、**心身障害児の保護者が早期から教育相談や指導を受けられるよう支援体制の充実を図ります。**が求められています。特に、**医療的ケアの必要な子どもや重症心身障害児、発達に課題のある子どもなど、支援内容の専門性や多様化が進んでいることから、支援者等の知識とスキルの向上に常に努める必要があります。**

小学校以上の児童に対しては、「共生社会」の実現に向け、**障害のある子どもない子ども地域とともに育む環境を整備するとともに、一人ひとりの個性やニーズに応じた教育を受けられるよう、引き続き各関係機関と連携して取り組むことが大切です。**

さらに障害のある児童への支援には、**就学前の療育から就学後の教育へのスムーズな移行、保護者と子どもそれぞれへの支援の具体化、さらに学校卒業後の社会参加も視野に入れた、切れ目のない継続的な支援が求められています。**

~~障害の種別に応じた教育を受けられるよう、特別支援教育における指導の充実を図るとともに、通常の学級では、学習効果が表れにくい子どもに対して、個々に応じた個別的・集団的な教育が実施できるよう各関係機関と連携します。~~

#### 【主要課題】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 早期療育の充実</li><li>2 学校教育の充実</li><li>3 社会教育の充実</li></ol> |
|---|

※主要課題の文章のみ。各施策は別資料としています。

### 主要課題 1 早期療育の充実

幼児期は、疾病や障害を早期に発見する重要な時期であり、乳幼児健康診査などにより、子どもの発育状況を定期的に確認していくことが大切です。幼い時から障害のある子どもや、発達に課題のある子どもが、健やかに成長していけるよう、できるだけ早期のうちに適切な療育や支援を受けられる体制を充実していきます。

~~発達障害者調査では、健康管理や医療について困ったり、不便に思う事として、「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」という回答が最も多くなっており、早期療育のための医療機関の充実が求められています。~~

### 主要課題 2 学校教育の充実

希望する学習形態として、知的障害者では「障害のある仲間のクラスで勉強しながら、障害のない仲間とも勉強したい」、難病患者と発達障害者では「障害のあるなしにかかわらず、一緒にクラスで勉強したい」が多いなど、学習形態の希望は様々です。インクルーシブ教育を前提に、一人ひとりにあった支援を提供できる環境づくりを進める必要があります。

また、通園、通学上の困りごととして、「通うのが大変」「校内・園内での支援が不十分」のほか、「学校の数が少ない」「家族の同伴を求められる」という回答もあることから、担任や支援員だけでなく、学校全体で受け止められる体制を整備することが重要です。

~~知的障害者調査では、幼稚園、小学校に通っていて困ることとして、「通うのが大変」「普通学級に入れない」という回答が多くなっており、保育所、幼稚園、小学校、中学校の連携による切れ目のない貫いた支援や交流保育、交流教育による子ども同士のふれあいのなかで、ともに健やかに成長できる環境づくりを進める必要があります。~~

~~また、職員の理解が得がたいという回答もあることから、障害についての教職員の専門性の向上と理解促進を図るための研修等を行う必要があります。~~

### 主要課題 3 社会教育の充実

生涯学習活動や余暇活動を行う際の条件としては、「活動する場所が近くにあること」や「一緒に行く仲間があること」という回答が多くなっていることから、社会教育を行う施設の充実やグループ、団体等についての啓発を行うことが重要です。

また、最近では学校卒業後、日中活動以外の活動の場がなく、日中活動後や休日の居場所づくりの問題も提起されており、引きこもり問題と合わせ、成人期の居場所づくりの課題に対応していく必要があります。



## 基本目標 4 雇用・就労の促進

**社会的・経済的に自立するために、就労は大きな意味をもっています。**

障害のある人の就労についでは、事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障害のある人の雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。一方、障害のある人を受け入れる事業所や能力に合った職が少ないため、障害のある人が能力に応じて就労できるよう、関係機関と連携を図り、雇用の創出を促進することも重要です。

障害のある人の一般就労を促進するためには、受入企業の理解・協力が必要であることから、障害のある人の雇用や職場環境整備に関する制度について啓発を行っていくとともに、障害のある人が就労可能な**職種の開発**や**職場の創出**や相談の充実、就労後の職場定着の支援を図るため、関係機関との連携が重要です。就労をするうえでの必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練の場や福祉的就労の場を確保することにより、就労に向けた活動を支援します。

**また、令和元年の障害者雇用促進法の改正により、地方公共団体には障害者雇用の一層の促進に向けた取組みが求められているため、関係機関等と連携のうえ取り組むことが求められています。**

~~また、障害のある人の雇用・就労については、多くの関係機関が携わっているため、障害者福祉課を中心として各機関の連携に努め、雇用・就労の促進を図ります。~~

### 【主要課題】

- |               |
|---------------|
| 1 雇用・就労環境の充実  |
| 2 就労施設での就労の充実 |

### 【参考】

川越市に係る障害者雇用率（平成 29 年 6 月現在）**※変更予定**

川越市内(障害者雇用状況報告企業一覧からの参考値※)	2.02%
川越公共職業安定所管内	1.97%
埼玉県	2.01%

※埼玉労働局から提供のあった「障害者雇用状況報告企業一覧」から、川越市に所在地がある企業を抽出し、算出しました。

障害者法定雇用率 **※変更予定**

事業主区分	法定雇用率（※1）	
	現行	平成 30 年 4 月 1 日以降
民間企業	2.0%	2.2%（※2）
国、地方公共団体等	2.3%	2.5%（※2）

※1：平成 30 年 4 月から、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が含まれます。

※2：平成 33 年 4 月までに、さらに 0.1%引き上げとなります。



※主要課題の文章のみ。各施策は別資料としています。

### 主要課題1 雇用・就労環境の充実

障害のある人の就業促進のために求められていることとしては、「経営者の理解」、「従業員の理解」という回答が多くなっています。また、精神障害者では「就業あっせん窓口の充実」、知的障害者では「就労継続支援施設等の増設」という回答も多くなっています。

障害のある人の就労には、事業所の理解・協力と合理的な配慮が必要であり、障害のある人が能力に応じて就労できるよう、関係機関と連携を図り、雇用・就労環境の充実に取り組む必要があります。

また、短時間雇用の活用やテレワークの活用、農福連携の取り組みなど、新たな雇用の創出に向けて、地方公共団体においても取り組む必要があります。

~~仕事をする上で困ることについては、「収入が少ない」、「体調のコントロールが難しい」という回答が多くなっています。また、精神障害者では、「職場の人間関係」、知的障害者では、「コミュニケーションができない」という回答が多くなっており、受け入れ企業の理解・協力、職場環境の整備に関する啓発を行うことが重要です。~~

~~また、障害のある人の就業促進のための希望としては、「経営者の理解」、「従業員の理解」という回答が多くなっていることから、企業等に対する障害のある人の雇用についての啓発を行う必要があります。~~

### 主要課題2 就労施設での就労の充実

一般就労が困難である人は、就労継続支援等での福祉的就労を行っているため、優先調達等の取組みにより販路の拡大に努め、工賃の向上を図る必要があります。

~~また、今後も障害のある人の多種多様な就労の場の確保に努める必要があります。~~

福祉施設を利用しながら柔軟に様々な職場を経験し、多様な働き方を模索できる取り組みは今後も必要であり、障害のある人の多種多様な就労の機会の拡充に努める必要があります。

## 基本目標5 社会参加の拡充

生活の中での「ゆとり」や「生きがい」が求められて**お**ります。

**スポーツや文化活動などの社会参加は生活を豊かにするものであり、積極的に促進していく必要があります。こうした活動を広げるには、障害のある人自身が参加への意欲を持つとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切です。**

~~特にスポーツ・文化活動等社会参加は障害のある人にとって生活を豊かにするとともに、あらゆる社会活動への参加を積極的に促進していく必要があります。~~

~~すべての人が地域社会の一員として、あらゆる分野の活動に参加するためには、まず、その障害の種類や程度に応じた社会参加への支援が不可欠です。~~

~~また、~~障害のある人と障害のない人が**とも共**に活動することを通じてお互いの理解が深められるよう、スポーツ、文化、芸術活動の支援を行います。

**また、社会参加や福祉サービスを利用する際などには、必要な情報を手軽に入手できることが大前提ですが、特に、視覚障害のある人や聴覚・言語障害のある人等においては、情報の収集などで制約を受けることがあります。**

「川越市手話言語条例」に基づき手話に関する施策を推進するとともに、誰もがそれぞれの障害特性にあった方法で情報を受け取れるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。

**また、道路や公共施設など生活環境のバリアフリー化を行い、誰にでも優しく、利用しやすいまちとなるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。**

障害のある人がその興味と適性に応じて様々な社会活動に参加し、生きがいを持って生活していくための施策の充実を図ります。

### 【主要課題】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 文化活動・余暇活動の充実</li><li>2 情報アクセシビリティの向上</li><li>3 外出や移動の支援</li></ol> |
|---|

※主要課題の文章のみ。各施策は別資料としています。

### 主要課題1 文化活動・余暇活動の充実

今後行いたい生涯学習活動や余暇活動では、文化的な活動やスポーツについての回答もあることから、障害のある人が、生きがいをもって、自分らしくいきいきとした生活を実現するために、スポーツやレクリエーション、文化活動が楽しめるよう、様々な配慮や環境整備、情報や活動機会の積極的な提供に努める必要があります。

### 主要課題2 情報アクセシビリティの向上

情報の入手は、障害のある人がそれぞれに合った手段で意思疎通を行えるよう配慮していくことが重要です。

特に聴覚障害や視覚障害等により、情報の入手やコミュニケーションに困難が生じる方について、ICT等を活用し、情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

~~情報の入手やコミュニケーションをとる上で困ることとしては、「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」、「複雑な文章表現がわかりにくい」という回答が多くなっていることから、障害のある人が可能な限り意思疎通を行えるように配慮していくことが重要とされています。特に、視覚障害者や聴覚障害者など、情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。~~

### 主要課題3 外出や移動の支援

現在の生活で困っていることとして、「外出がしにくい」が上位を占めています。

外出について、比較的若年層は外出の頻度は高くなっていますが、高齢になるほど外出する機会は減っています。~~しかし、外出は障害のある人にとって、社会参加と自立した生活のための重要な要素です。~~外出が困難な障害のある人の移動を支援し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、移動の支援などを行う必要があります。

~~また、~~外出の際に困る事としては、道路や建物、バス、障害者トイレや駐車スペースの少なさ等のバリアフリーに関する事から、周囲の視線が気になる、困った時に助けを得られないなど様々なものがあげられています。

すべての市民が社会参加や**快適で安心して日常生活を営める日常生活活動をしやすい**環境を整備するため、道路や公共施設など生活環境のバリアフリー化、障害のある人への理解に関する啓発を行い、福祉のまちづくりを推進する必要があります。

## 基本目標6 住みよい福祉のまちづくり

障害のある人が社会参加するために、総合的なバリアフリー化を促進し、差別や偏見のないまちづくりを目指した環境整備を推進する必要があります。

そのために、川越市都市計画マスタープランと連携し、障害のある人や高齢者等が快適で安心して日常生活を営めるよう、歩道のバリアフリー化や歩行者と車両の分離等、ユニバーサルデザインの理念を持ったまちづくりを進めます。

また、障害のある人が地域社会の中で安心して生活するためには、住宅の改善・整備が必要です。

住宅は日常生活の基盤を形成するものですが、障害のある人を取りまく住宅事情はまだ十分とは言えません。特に今後、当事者や介助者の高齢化、精神障害者の地域移行、ひとり暮らしを希望する人などが増加していくこととともない、本人やその家族の生活スタイルに応じた多様な住まいを充実させることが必要です。

~~特に、家庭内での行動が自由に行えるよう、住宅の整備などについて居住条件に併せたきめ細やかな配慮が必要です。~~

さらに、暮らしを支援する施設の整備として国の提唱する「地域生活支援拠点」の整備があり、地域において求められる支援について、十分に検討していく必要があります。

障害のある人が安心して地域で生活していくためには、防犯や防災の対策も積極的に展開していく必要があります。特に、障害のある人を含む、自力では避難することが困難な人の円滑な避難支援や安否確認の実施には、地域住民、自治会、自主防災組織など、地域の幅広い協力が不可欠です。避難行動に支援が必要な人の災害時の安全を確保するため、多くの人の参加を促すとともに、障害に配慮した情報伝達手法についての検討や、避難所での障害への配慮を充実していく必要があります。

~~このため、障害のある人に配慮された住宅についての相談を充実し、障害の状況、介護の実態などに応じた住宅の建築・改造などに対して支援するため、住宅改善費の補助や住宅建築・改造の際の相談指導などを通して、経済的負担の軽減や住宅のバリアフリー化の促進に努めます。~~

~~さらに、災害時には、視覚や聴覚などの障害のある人に対する的確な情報提供や安全に避難できる避難路の確保に努めます。~~

### 【主要課題】

- 1 生活環境の整備
- 2 防犯対策の推進
- 3 防災対策の推進
- 4 相互援助活動の促進

※主要課題の文章のみ。各施策は別資料としています。

### 主要課題1 生活環境の整備

今後の暮らし方では、現在と同じように暮らしたいという回答が多くなっており、障害のある人が、住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるためには、**それぞれの障害の内容等**に対応した住宅は必要不可欠なものとなるので、住環境を含めた生活環境の整備が必要です。

**また、当事者と家族の高齢化、それによる「親亡き後」の不安が高まっていることから、住まいを含めた生活全般を包括的に支援する体制を強化する必要があります。**

外出の際に困ることとしては、「道路や建物、駅に階段や段差が多い」、「バスや電車の乗り降りが困難」、「障害者用の駐車スペースが少ない」という回答が多くなっており、市内のバリアフリー化を推進する必要があります。

### 主要課題2 防犯対策の推進

ひとりで暮らしているという方は身体障害者で **18%+4%**、精神障害者では **21.6%-2割以上**と なっています。ひとり暮らしや日中独居の障害のある人などの防犯と安全確保のため、関係機関及び地域組織と連携し、防犯体制や緊急時の連絡通報システムづくりを行うことが必要です。

### 主要課題3 防災対策の推進

住まい周辺の避難場所については、**身体・知的・精神障害者では「知っている」が4割程度 となっていることから、~~「知らない」という回答が最も多くなっていることから~~** 障害のある人に対する避難場所の周知が必要となります。

災害時に必要な支援・援助については、身体障害者、精神障害者が「投薬や治療」、知的障害者が「避難時の手助け」という回答が多くなっており、「設備（トイレ等）の充実」という回答は共通して高くなっています。 ~~moreover~~ **障害に配慮した情報伝達**、避難誘導體制の整備、福祉避難所の充実、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充に努める必要があります。

### 主要課題4 相互援助活動の促進

生活についての困り事は、外出時の問題や医療の問題**等**、普段の生活について多岐に渡ります。誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して、いきいきと暮らしていける地域共生社会を目指す中で、地域住民やボランティア団体、行政が連携し、制度による公的サービスの提供（利用）だけでなく、ボランティア活動など住民参加による地域福祉活動の振興を図り、みんなで ~~ききえ~~ **支え**あう地域づくりを進める必要があります。

## 基本目標 7 福祉サービスの充実

障害のある人が、~~在宅において~~その人らしく生活を送るためには、一人ひとりのニーズに対応した、多様なサービスが用意されるとともに、**それらのサービスが必要な人に提供されるように適切な調整が行われる**必要があります。

~~また、それらのサービスが必要な人に提供されるように適切な調整が行われる必要があります。~~

特に近年では、**発達障害や高次脳機能障害、難病や医療的ケアの必要な障害児(者)など、専門的かつ多様な障害への支援や、引きこもり、8050問題などの複合的なニーズを持つ場合も多くなっており、複雑化、多様化するニーズに対応できる包括的な相談支援体制を構築していく必要があります。**

障害のある人の自己決定を尊重し、適切なサービスメニューを提供するなど、地域で生活する障害のある人を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要です。

ライフステージに応じた身近な相談支援体制の構築を図るとともに、個々の障害のある人のニーズの把握は、福祉資源・サービスの活用には欠くことができません。日々の相談業務などから障害のある人のニーズを的確に把握し、それぞれの障害特性に対応した**各種福祉サービスの充実につなげていきます。**  
~~総合的な相談支援体制の充実を図ります。~~

### 【主要課題】

- 1 地域生活支援の充実
- 2 日中活動の場の充実
- 3 住まいの場の充実
- 4 相談支援体制の充実
- 5 コミュニケーション環境の充実
- 6 サービスの質の維持・向上



※主要課題の文章のみ。各施策は別資料としています。

### 主要課題 1 地域生活支援の充実

今後利用したい障害福祉サービスとしては、「居宅介護支援（ホームヘルプサービス）」、「短期入所支援（ショートステイ）」の他、「地域相談」や「基本相談支援」という回答が高くなっています。~~生活を支える収入は「年金、障害者年金」という回答が最も多くなっていることから、障害のある人やその家族の経済的な負担を軽減し、地域生活を支援する各種手当等の充実が必要で~~

~~す。また、障害福祉サービスの今後利用したいサービスとしては、「短期入所」という回答が高くなっています。介助や介護する家族等の負担を軽減し、障害のある人と家族が地域で安心して暮らせるよう、各種取り組みを推進する必要があります。~~

### 主要課題 2 日中活動の場の充実

障害者等が、その人らしい生活を送るためには、地域の中の様々な場面に参加していくことが重要であり、今後も、各施設等の充実を図り、障害のある人の日中活動を支援していくことが必要です。

また、今後は医療的ケアや重度の障害のある方などにも対応できる事業所を増やしていく必要があります。

~~以前は利用していたが、今は利用していないサービスとして、「日中一時支援」が最も多くなっています。利用しなくなった要因を研究し、利用しやすいサービスとなるよう充実を図ることが必要です。~~

~~日中の過ごし方としては、1割以上の方が「福祉の施設（サービス）に通っている」としています。今後も、各施設等の充実を図り、障害のある人の日中活動を支援していくことが必要です。~~

### 主要課題 3 住まいの場の充実

今後、市で充実してほしいサービスでは、「入所施設の整備（障害者支援施設）」、「地域で生活できる住宅の整備（グループホーム、生活ホーム等~~など~~）」という回答は、特に知的障害者でのニーズが高くなっています。~~知的障害者をはじめとする障害のある人が地域で安心して生活できる環境の整備を行う必要があります。~~

また、当事者と家族の高齢化、それによる「親亡き後」の不安が高まっていることから、住まいを含めた生活全般を包括的に支援する体制を強化する必要があります。

### 主要課題 4 相談支援体制の充実

悩みや困ったことを相談する相手は、「家族等の同居人」、「病院、医師、看護師等」が多く、知的障害者では「施設や作業所の職員」という回答も多くなっています。~~が、市の担当窓口や相談支援センターという回答は高くありません。障害のある人が気軽に相談できる体制の整備や相談できる場のさらなる啓発が必要です。~~



障害のある人やその家族は、日常生活や今後のことについて、多くの不安を抱え生活しています。その不安を軽減していくため、一人ひとりの悩みや不安について話を聞き、その人にあった支援について相談できる体制を充実していくことが重要です。

現在行っている総合相談支援センターなどによる総合的・専門的な相談支援をはじめ、障害のある人やその家族によるピアサポート事業の促進など、様々な相談支援体制の充実を図ります。

~~今後も利用したい、新たに利用したいサービスのうち、「相談支援」も一定のニーズがあります。障害者相談支援センター等の周知啓発を行い、相談支援事業の充実を図る必要があります。~~

## 主要課題5 コミュニケーション環境の充実

~~外出の際に困ることとしては、「自分の意思を理解してもらえない」という回答や、職場での困りごととして、「コミュニケーションができない」という回答もあります。~~

コミュニケーション支援は障害のある人が生活する上で非常に重要となるので、手話通訳、要約筆記等のコミュニケーション手段の充実が求められます。

~~また、障害福祉サービスの認知度において、「意思疎通支援」の認知度は低く、半数近くの人「初めて聞いた」としています。今後はサービスの充実とともに、制度の周知を推進していくことが重要です。~~

「川越市手話言語条例」に基づき、手話の普及啓発等を推進するほか、特に聴覚障害や視覚障害等により、情報の取得や伝達に困難が生じる方について、手話通訳者の養成及び派遣の推進、ICT等の活用などによりコミュニケーション手段の充実を図る必要があります。

## 主要課題6 サービスの質の維持・向上

障害の多様化、重度化、高齢化など、求められる支援の質や内容も高度化しています。一人ひとりのニーズに的確に対応できるサービスを提供していくためには、サービスの質の向上が必要です。

サービスを受ける中で問題が生じた場合などは、当事者以外の第三者の立場から適切に対応してもらうことも必要です。このような場合に備え、苦情解決の仕組みの周知に努めます。

~~障害福祉サービスの利用度では、「制度の名前を初めて聞いた」という回答もあり、半数近くの人が「初めて聞いた」というサービスもあります。障害福祉サービスの充実のみならず、サービスの周知や質的向上を図り、障害のある人が住みやすいまちをつくる必要があります。~~